そもそも著作権とは

【物語編】

カフェスペースで3人が雑談をしている。

葵、前のめりになりながら。

葵「そうそう! この前、久しぶりに映画館で映画を見たのね。そしたら、お目当ての映画がはじまる前に、盗撮防止や違法ダウンロードの注意喚起の映像が流れたんだよね。」

香澄「私も見たことある。それは犯罪です!とか、罰金や懲役ってやつよね。」

葵「そうそう。随分と重い罰則で、ちょっと引いちゃった。法律が必要ってのは何となく分かるけど、 どうしてそこまで取り締まらなければならないんだろう?」

香澄「うーん、映画では違法ダウンロードによる被害が多いんじゃないの?」

直哉「ダウンロードっていえば、この前のプログラミングの授業で、ソフトウェアをパソコンにダウンロードして演習するように言われたんだけど、それは無料で公開されていたから、すぐにダウンロードできたよ。映画のようにダウンロードすると違法なものと、無料でダウンロードできるソフトウェアとは、どう違うんだろう?」

香澄「ソフトウェアかぁ・・・確かに作った人の手間はかかっているのに、どうして無料にできるんだろうね。そういえば、内田先生の授業資料も無料で学外にも公開してるわよね。太っ腹よね。ちょっと先生に聞きに行こうか。」

積極的に席を立ち聞きに行こうとする香澄。

少しテンション低めで。

葵「あ、別に、私はそこまでしなくてもいいかも、だけど・・・」

香澄「さっさと分かった方がすっきりするから、行こうよ。」

先に移動しようとする香澄。

葵、直哉と顔を見合わせ、その後、渋々と歩いて行く。

【解説編】

香澄が先生に説明している。

内田先生「なるほど。ダウンロードの話が気になったのね。みんなは著作権法って読んだことある?」

香澄「私は少しは読んだことあります。あまり自信ないですけど・・・」

葵と直哉は顔を見合わせて。

直哉「いえ・・・読んだことないです」

葵「あまり・・・見たことはありません。」

内田先生「法律ってね、だいたい最初に目的が書かれているんですよ。それでは、著作権法の第一条 を見てみましょうか。

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

ここで、「文化的所産の公正な利用に留意」ということと「著作者等の権利の保護」と両方の言葉が出ています。利用することと、作った人の権利を保護することの両方で文化の発展を考えているんですね。」

香澄「公正な利用ですか。映画館での盗撮なんかは、確かに公正とは言えない利用ですから、禁止されるのはもっともですね。」

内田先生「例えば映画だと脚本家、監督、俳優などが協力して作品を作ってますよね? みんな映画 の売り上げを対価として生活しているプロの人たちだから素晴らしい作品を作れる。でも、もし海賊 版などが出回って勝手に使われたら、その人たちの生活が成り立たないですよね。私たちも次の作品 を楽しめなくなってしまいます」

葵「好きな映画が、海賊版を出すような不届きな人たちのために見られなくなってしまうのは困ります・・・|

内田先生「そうですよね。最近は文章も音楽も写真も動画もスマートフォンやパソコンで誰でも扱えるし、デジタル技術だとコピーをして品質が落ちることもない。それに、コピーを作るのにそれほどお金もかからないですからね。」

葵「勝手に人のものを横取りすると、その物は本来の持ち主の元からなくなるけれど、著作物は情報なので、コピーして使えるところが違うんですね。」

内田先生「そう。だから、複製権など法律できちんと定めて著作者の権利を保護する必要があります。 著作権のことは英語で copyright (コピーライト) と言うんだけど、まさに複製する権利を意味しています。」

直哉「先生。授業で指示されたプログラミングのためのソフトは無料で使えますよね。あれは著作物ではないのですか?」

内田先生「もちろん著作物ですよ。著作権法の第2条には、著作物とはどういうものを指すのか定義されています。

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」とされていて、第10条の例示では「プログラムの著作物」も著作物とある。だから、ソフトウェアも著作物としての扱いは同じですね。」

疑問をもつ直哉。

直哉「授業で使うように指示されたソフトウェアは高度なものなのに、なぜ無料で使えるのでしょうか。|

内田先生「それは著作者がどういう人で、著作物をどう使ってもらいたいかが関係します。ソフトウェアには会社や技術者が自分たちが必要だから開発しているものもあるし、ソースコードまで公開してたくさんの人に開発に関わってもらったり、利用してもらったりする方がより品質の高いものが作れるということもあります。そういったソフトウェアはオープン・ソース・ソフトウェアと呼ばれます。」

直哉「そうなんですね。でも、技術者さんにも生活がありますよね。映画の場合と何が違うんでしょう。|

内田先生「会社は企業からお金をもらってソフトウェアを開発して、技術者にお給料を払っているのだけど、自社用に開発したソフトウェアを公開したり、技術者が公開されているソフトウェアの改善に関与したりもしているのだと思うよ。

ただ、公開されているものでも利用条件があり、利用の際には利用条件への同意を求められているはずです。例えば、使って良いけど性能や品質について保証はしないとか、改善したものを作ったら同じように無料で公開してね、とか色々あるんです。」

内容を理解する香澄。

香澄「利用条件をしっかり確認することが大事なんですね。」

葵「先生の授業資料も公開されていますが、同じようなことですか?」

内田先生「私もお給料は大学からいただいているし、授業で学生の皆さんに使ってもらうために作っているので公開しています。ただ、資料の中で他人の著作物を使うことにはいろいろ条件があるので注意していますよ。

著作物は著作権法によって著作者の権利が保護されているのですが、著作者がどんな人で著作物をどう使ってもらいたいかによって権利の行使には幅があるということです。それを理解することが著作権法を理解することの基本になります。」

香澄「著作者の思いによって変わるんですね! 先生ありがとうございました。」